



令和6年2月16日

袋井市長 大場規之様

袋井市国民健康保険運営協議会

会長 寺田 整

答申書

令和6年2月8日付け袋保給第206号袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書について、袋井市国民健康保険運営協議会規則（平成17年袋井市規則第87号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり答申します。

袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第3期計画及び袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画第4期計画について

本案のとおり、適当と認め同意する。

国民健康保険保健事業実施計画及び特定健康診査等実施計画は、被保険者の健康の保持増進や医療費の適正化等を図ることが目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたり自らの健康状態を自覚するとともに、主体的に健康増進に取り組むことが重要である。

本市では、令和4年度特定保健指導実施率が県内第1位となるなど、日頃から被保険者の健康意識の向上に努めていただいているものの、特定健康診査受診率をはじめ、メタボリックシンドローム該当者や糖尿病要医療者の割合などは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、コロナ禍以前の状況には及んでいない現状である。

こうしたことから、次期計画の推進にあたっては、生活習慣病につながるメタボリックシンドロームや糖尿病の該当者への対策を引き続き努められたい。

また、可能な限り多くの被保険者の健康を支援するためにも、利便性を高めるなど、特定健康診査等を受診しやすい環境の確保に努め、受診率向上のための対策により一層強化していただきたい。

加えて、新たに脳血管疾患の対策も実施していくことであるが、脳血管疾患は発症した場合に、被保険者の生活の質（QOL）に大きな影響を与えるものであるから、高血圧症等が軽症の状態から、有効な対策を講じられたい。

本市国保は、被保険者数が減少する一方、医療の高度化や被保険者の高齢化等により、1人あたり医療費は増加傾向となっており、今後、さらに厳しい財政運営が予想される。

本計画では、医療費の適正化や国保の財政運営の視点からも、引き続き、特定健康診査結果等の健康・医療情報を活用し、健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業の実施に努められたい。